

# 川崎市小学校等給食献立連絡調整会議設置要綱

〔平成29年3月31日  
28川教健第2510号〕

(趣旨)

第1条 小学校・特別支援学校給食の献立について連絡調整するため、川崎市小学校等給食献立連絡調整会議（以下「小学校等献立会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 小学校等献立会議は、次の事項について連絡調整するものとする。

- (1) 小学校等給食の献立内容に関する事。
- (2) 小学校等給食の献立及び栄養等の調査研究に関する事。
- (3) その他小学校等給食の献立作成に伴う必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 小学校等献立会議は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 座長は、川崎市立小学校長会長が指名する校長をもって充てる。
- 3 副座長は、教育委員会事務局健康給食推進室担当課長をもって充てる。

(会議等)

第4条 小学校等献立会議は、座長が必要に応じて召集し、その議長となる。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 小学校等献立会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 小学校等献立会議の庶務は、教育委員会事務局健康給食推進室において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が定める。

附 則 (平成29年3月31日 28川教健第2510号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月8日部長専決 4川教健給第165号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日部長専決 4川教健給第2759号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

小学校等献立会議

座長	川崎市立小学校長会長が指名する校長
副座長	教育委員会事務局健康給食推進室担当課長
委員	川崎市PTA連絡協議会会長が指名する者 川崎市立小学校長会長が指名する校長 川崎市立小学校・特別支援学校給食主任 川崎市立小学校・特別支援学校栄養教諭・学校栄養職員 川崎市立小学校・特別支援学校 学校給食調理員（職長）